

事例番号:360180

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

本事例の原因分析において使用した当該分娩機関の診療録等の資料は、本事例に係る同分娩機関の電子カルテのデータおよび診療録等が意図的に廃棄された後、メールシステム内に診療録等の PDF ファイルが残置されていたとして、同分娩機関より提出されたものである。

なお、原因分析委員会では、資料の廃棄・提出の経緯を踏まえ、原因分析の質の担保や提出資料の真正性の度合いを総合的に勘案し、一定程度の原因分析をなしうると判断して本報告書を作成したが、原因分析を実施したことにより、原因分析委員会が当該分娩機関から提出された資料が真正であると認めたものではない。

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 6 日

18:24 破水、陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 6 日

21:57 経膈分娩

胎児付属物所見 胎盤病理組織学検査で石灰化あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 6 日

- (2) 出生時体重:2500g 台
- (3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.33、BE 不明
- (4) アプガースコア:生後 1 分 7 点、生後 5 分 9 点
- (5) 新生児蘇生:実施なし
- (6) 診断等:

出後 1 日 過敏、筋緊張亢進、反射減弱、不随意運動あり

- (7) 頭部画像所見:

生後 1 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師:産科医 1 名
 - 看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、入院となる妊娠 40 週 6 日までに生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血によって中枢神経系障害をきたし、低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 胎盤機能不全が脳性麻痺発症の背景因子となった可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 40 週 6 日、破水および陣痛発来で入院した後の対応(内診、破水の診断、バイタルサイン測定、抗菌薬投与、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 分娩経過中の管理(間欠的胎児心拍聴取、分娩監視装置装着)は概ね一般的

である。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

(1) 新生児蘇生(持続的気道陽圧、酸素投与)は一般的である。

(2) 生後1日に発熱、易刺激性、哺乳不良のためA医療機関NICUに搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎児心拍数陣痛図の記録が不鮮明な場合は、正確に記録されるよう分娩監視装置のプローブを正しく装着することが望まれる。

【解説】本事例は出産直前の約30分間、胎児心拍波形が不明瞭な状態で記録されていた。正確な判読のためには、きれいに記録された胎児心拍数陣痛図が必要である。したがって、心拍プローブは、正しく装着することが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

産科医療補償制度の申請依頼を受けた事例の診療録は審査が終了するまで保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例では補償請求者より当該分娩機関に補償の申請依頼があったが、申請依頼の後に診療録の保管期限とされる5年を経過し、診療録が破棄されていた。本制度の申請依頼を受けた事例については、審査が終了するまで猶予をもって診療録を保存しておくことが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

胎児期に中枢神経障害を発症した事例について集積し、原因や発症機序について、研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

胎児期の中枢神経障害発症機序解明に関する研究の推進および研究体制

の確立に向けて、学会・職能団体の支援が望まれる。